

【令和7年度版】
秩父市屋根置き太陽光発電設備・蓄電池・高効率照明機器設置費補助金 Q & A

区分	No.	質問	回答
共通	1	申請から支払いまでの流れを教えてください。	申請書提出（令和7年6月19日（木）～） → 市が交付決定通知書を送付 → 実績報告書提出（令和8年1月30日（金）まで） → 市が交付確定通知書を送付 → 請求書提出（確定通知書受領後、速やかに） → 市が支払手続きという流れになります。
	2	電子申請、郵送申請はできますか。	窓口申請（持参）のみの手続きとなります。
	3	代理人が申請をしてもよろしいでしょうか。	申請手続きができるのは、原則として、 【個人向け】 は、申請者本人または同世帯の方となります。 【事業所向け】 は、申請者（代表者）本人または従業員等関係者の方となります。 ただし、特別な事情により上記の方の申請が難しい場合には、環境課（22-2378）までお問い合わせください。
	4	予算残高を超える金額の申請があった場合はどうなりますか。	申請金額が予算上限に達した場合は、上限に達した日の申請が抽選対象となります。上限に達した日の翌日以降の申請は受付できません。
	5	申請前に工事を始めてもよろしいでしょうか。	申請前に工事を開始してもかまいませんが、令和7年4月1日以降に工事契約をし、着手されたものが補助対象となります。なお、補助対象設備には交付要件がございますので、必ず市HPでご確認ください。
	6	申請時に工事が完了しているので、実績報告書も併せて提出してよろしいでしょうか。	実績報告書は「交付決定通知書」を受け取ってからご提出ください。
	7	実績報告書は、いつまでに提出が必要ですか。	実績報告書の提出期限は、令和8年1月30日（金）です。それまでに設置工事及び事業者への支払いを全て完了している必要がありますのでご注意ください。

太陽光 蓄電池	8	「J-クレジット制度への登録を行わない」とありますが、どのような制度ですか。	J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。 自家消費型が交付要件である設備の導入に際し、J-クレジット制度に登録した場合は、補助を受けることはできません。
	9	「FIT・FIP制度の認定を取得しないもの」とありますが、どのようなことですか。	FIT制度は、再エネ設備（太陽光等）を活用して発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取る制度です。 FIP制度は、再エネ設備（太陽光等）から発電された電気を、卸売市場等で売電した価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度です。 自家消費型が交付要件である設備の導入に際し、FIT・FIP制度の認定を取得した場合、補助を受けることはできません。
	10	「自己託送を行わないこと」とありますが、どのようなことですか。	自己託送とは、再エネ設備（太陽光等）を活用して発電された電気を、送配電ネットワークを介して、遠く離れた場所にある別荘や工場等に送電するサービスのことです。 自家消費型が交付要件である設備の導入に際し、自己託送を行った場合は、補助を受けることはできません。
	11	太陽光発電設備の補助を受けた後に、蓄電池を設置したいため、申請をしてもよろしいでしょうか。	補助金の交付は1住宅（事業所）に対し、1回限りのため、後からの申請はできません。 太陽光発電設備と同時に導入した蓄電池のみが補助対象となります。
	12	太陽光発電設備のPPA（0円設置）、またはリースの場合でも補助対象となりますか。	PPA（0円設置）またはリースでの導入は【事業所向け】のみ対象となります。
	13	新築住宅は対象となりますか。	新築・既築問わず対象となります。
	14	県の補助金を受けて、太陽光発電設備を設置する予定です。 市の補助金も併用できますか。	県の太陽光発電設備は、国庫補助が原資となっているため併用はできません。 ただし、県の国庫補助が原資となっていない蓄電池との併用は可能です。
高効率 照明	15	古い照明設備との入替でない場合でも補助対象となりますか。	新規に設置された照明設備も対象となります。
	16	防犯用の人感センサー付きライトは対象となりますか。	対象になりません。
	17	リモコンにタイマーが付いている照明は、スケジュール機能を有することになりますか。	スケジュール機能とは、複数の回路について、個別に条件付けして管理できる機能を指しますので、タイマーが付いているだけでは、スケジュール機能を有するとは言えません。